

戸山サンライズ

2008

4・5月号

特集

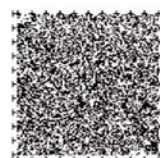
重度障害者の地域生活支援

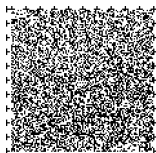
スポーツ

東京都障害者スポーツ大会と重度障害者



全国身体障害者総合福祉センター





これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力
が可能です。

第22回障害者による写真全国コンテスト

銅賞 「光と泳ぎたい!!」

宮城県 小山 花菜美

(作品PR) 学校の中を散歩していると、5月の青空の中
で、こいのぼりが元気に泳いでいるを見つけました。そ
の様子をじっと見つめて何枚もシャッターを切りました。

(寸評) 五月の風を大きな口いっぱいに吸い込んで大空に
泳ぐ鯉幟。その躍動への憧れ。その気持ちが溢れています。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図る
ことで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加
を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会
(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年
開催されているものです。第22回を迎えた今回のコンテ
ストでも、全国各地より263点にのぼる素晴らしい作品の
数々が寄せられました。

目次

2008年4・5月号

特集：重度障害者の地域生活支援

重度障害者と地域生活支援 ————— 大塚 晃 1

身体障害者の地域生活支援について

個別支援計画作成から見えてきたこと ————— 菊本 圭一 3

知的障害者の地域生活支援～最後の砦としての成年後見制度～ ————— 田中 洋子 6

精神障害者の地域生活支援～事例を通して～ ————— 勝部 葉子 9

スポーツ

東京都障害者スポーツ大会と重度障害者 ————— 小島 隆幸・山川 比登美 12

ライフサポート

知的障害者更生施設(通所)における食生活・栄養指導について ————— 大井 弓子 15

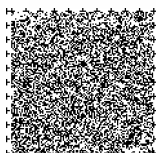
レクリエーション

いつでも・どこでも・だれでも楽しめるフライングディスク ————— 若山 浩彦 18

アンテナ

新体系サービス(就労継続支援事業B型)移行1年間の課題と展望

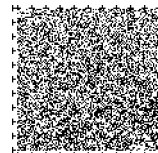
～施設から事業所への転換と意識改革の軌跡～ ————— 村上 満 21



重度障害者と地域生活支援

上智大学 総合人間学部社会福祉学科

教授 大塚 晃



はじめに

障害者自立支援法第一条は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」と規定している。障害者自立支援法の究極的な目的は、地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくり、すなわち「自立と共生」の地域づくりを目指すものである。障害者が地域で普通に暮らすことは、重度障害者も含めて地域社会がそれを当たり前とすることである。重度障害者が地域で生活することの意味やその現状と今後の課題について述べてみたい。

1. 重度障害者とは

一般には、障害が「重度」であるということは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳における等級などが「重い」ことが考えられる。また、障害者自立支援法において、福祉サービスの必要性を明らかにするために心身の状態を総合的に把握するために用いられている障害程度区分の等級がより上の状態が、重度障害者と言うことができる。また、障害の程度を支援の必要度から考えれば、支援の必要度が高い障害者を障害が「重い」と言うことができるが、そもそもそれぞれの障害者が固有の支援の必要性、すなわち「重さ」を持っているとも言える。

2. 重度障害者と地域生活

従来の障害者福祉の考えでは、いわゆる重い障害者は家庭や地域での支援が困難であるということから、施設や病院に入所して支援が提供されてきた。もちろん同程度の「重い」障害者が家庭や地域で支援を受けてきた状況はあった。このような重度障害者は地域生活が困難であるから、より

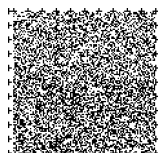
手厚い専門的な施設や病院が必要という議論は今でも根強い。

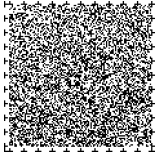
また、障害者観においても、その重さを障害者個人の機能障害や能力障害、すなわち個人の課題として捉えてきた側面がある。しかし、障害者の生活や就労などの困難性を障害そのものにきせず、環境との相互作用の中で捉えようとする考え方からいえば、生活や就労の困難性は、個人の障害の「重さ」ではなく、どのような支援が必要であるかということすなわち環境の設定の課題として捉えることになる。

3. 重度障害者へのサービス提供

施設や病院という限定された場での、いわばクローズされた場での重度障害者の支援が、そこですべてのサービスが充足される形態であるといえる。それに対して、地域でのサービス提供の仕方は、さまざまなサービスを、利用者のニーズに基づいて組み合わせ提供していく形態と言える。個人の多様なニーズに応じる点では、単一のサービス提供だけでは不十分で、障害者を支える地域の人的・物的な資源（必ずしもサービスのみを前提にはしていない）とそれを調整するシステムがあって初めて可能となる。

利用者が地域で生活することを可能とする支援は、具体的には、生活の場はグループホームやケアホーム、働く場や日中活動の場としてさまざまな事業、ホームヘルプサービスなどを活用しながら、相談支援のネットワークに支えられて地域で安心して生活できるシステムを作っていくことが重要である。そこには障害者の地域生活をトータルに支える調整機能としてのケアマネジメントが必要とされる所以である。





4. 障害者自立支援法における 重度障害者へのサービス

障害者自立支援法は重度障害者も地域で生活することを目的としたもので、すべてのサービスがそれを支えるものであるということが出来る。医療的ケアの必要な障害者に対する「療養介護」の提供はその典型例であるが、ここでは、特に地域生活を可能にするものとして創設された「重度障害者等包括支援」、「重度訪問介護」、「行動援護」をとりあげる。

(1) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練等を包括的に提供するものである。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排泄又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うものである。

(3) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行うものである。

5. 重度障害者の地域生活を可能にする相談支援体制

(1) 相談支援事業者・相談支援専門員

従来の施設や病院はハコによる支援であり、その中で支援が完結していたが、地域における支援はさまざまなサービスを組み合わせ調整する必要がある。そのためには事業を行う者、具体的に支援を行う者が必要である。障害者自立支援法においては市町村の必須事業（地域生活支援事業）として相談

支援事業を位置づけ、これを相談支援事業者に委託できるようにするとともに相談支援専門員を配置している。重度障害者の地域生活支援には、多くの関係者による協働が必要であり、それを可能にする連携や複数の連携形態であるネットワークの形成が不可欠である。また、その連携ツールとしては障害者のニーズに基づいた個別の支援計画が必要になってくる。

(2) サービス利用計画作成費

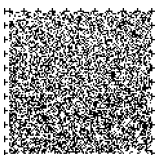
自立支援法においては、特に、計画的な支援を必要とする者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付として、サービス利用計画作成費が創設された。サービス利用計画作成費の具体的対象者としては、長期間の入所・入院から地域生活への移行に伴い、一定期間、集中的な支援を必要とする者や福祉サービスを利用する者で自らその利用を調整することが困難な者など、いわゆる重度障害者が想定される。

(3) 地域自立支援協議会

地域における相談支援体制を実現させるためには、関係者の協働の場である、地域自立支援協議会が重要な役割を占める。事業者自らの仕事の評価の場として、重度障害者など困難事例への対応の場として、さらに重度障害者を含めた地域の支援体制の構築の場として位置づけられる。また、重度障害者の地域生活支援のための体制の構築などを戦略的に協議し障害福祉計画に位置づけることが重要である。

6. 重度障害者の地域生活の課題

障害者の地域生活は、それぞれの利用者のニーズによって異なるものであろうが、今後はますます重度障害者も地域での普通の生活を送る条件を整えるニーズは確実に拡大していくと考えられる。障害者自立支援法はそのための一歩を踏み出したが「重度障害者等包括支援」、「行動援護」、「サービス利用計画作成費」などの実際の利用者数は極めて限定的であり、今後は、これらの課題の解決に取り組んでいくことが重要である。また、重度障害者の地域における安心した生活の確保のためには、サービスの充実などの支援体制の構築はもちろん、重度障害者を地域で受け入れる市民社会の成熟と公共性が問われることになる。



身体障害者の地域生活支援について 個別支援計画作成から見てきたこと

社会福祉法人ともいき会 川越身体障害者センター
副施設長 菊本 圭一

1. ケアマネジメントの重要性

当施設は平成9年（1997年）に開所し、2年後の平成11年（1999年）より、入所されている全ての人々に対し、ケアマネジメントを行ない個別支援計画に基づいた支援を行ってきました。当時は、障害者施設における個別支援計画書（ケアプラン）の様式もはっきりせず、介護保険で利用されているものや学識者により考案されたものなど、どの様式を選んでよいかもわからない状況でした。

しかし、当事者主体のサービス提供とは、本人のニーズを大切にし、同意に基づいたサービス提供が重要であることから、様式や方法にこだわらないで、実践を始めました。

なぜ、早い段階でケアマネジメントを導入したかといえば、身体障害者療護施設は生活施設であり、障害のある人が保護の対象と法律に明記されています。（身体障害者福祉法第30条）ですので、障害のある人は弱くて、社会的な保護の対象で、自分で何かを決める力が弱かったりできないという、誤解や偏見が、強い状態だったと感じていたからです。また、その当時は措置制度の時代であり、サービスが選べない環境であったため、少しでもその状態を改善したいという想いもあったためだと記憶しています。

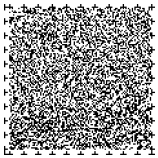
そこで、ケアマネジメントによりひとりの人間、ひとりの専門職の狭い価値観だけで支援の方針を決めるのではなく、当事者主体、他職種協働による、複眼的で総合的なプロセスが重要だと考えたわけです。また、このような現状を少しでも変えていくには、「障害」という概念を、障害のある個人に焦点をあてる医学的なモデルで捉えるのではなく、社会（環境）と障害の関係に焦点をあ

てる、社会モデルへと切り換えていくことを目指した結果でした。

2. 真の意味での個別支援計画

平成18年度の身体障害者療護施設実態調査によると、約9割以上（ $n=370$ ）の施設で「全ての利用者に個別支援計画を策定している」との回答がありました。しかし、「ケアプランを本人に渡しているか」との問いには、「渡している」と答えた施設は、約47%に減少し、「渡していない」と答えた施設が約50%となっています。この数字だけで全てを語ることはできませんが、個別支援計画を誰のために作成しているのかということになると、監査時や第三者への説明のための「アリバイ作り」的に作成しただけで、せっかく苦労して作られたケアプランが、生かされていないことが推測できます。そのような事態に陥らないためにも、各施設においてはサービス管理責任者を中心にして、個別支援計画を作成するだけのシステムではなく、立てられた個別支援計画を最大限に実行、活用できることを目指した体制づくりが必要となっています。そして、応えられないニーズに対しては、その原因を蓄積し、時間をかけても施設全体で改善していく姿勢も求められていくことになるでしょう。

現在、約9年前から作られてきた、個別支援計画を見直してみて、気づいたことは、始めはどうしてもリスクマネジメント的になり、危機管理が強くなり、誰のプランも同じような内容のものが多く見られていました。しかし、その内容は徐々に変化し、自分の将来の生活をどのようにしたいのか、何を目



標にしていくのかといった、将来の生活をイメージした個性の高いものが作られるようになってきています。改めて、継続は力なりということを感じています。

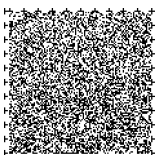
具体的には、子供の頃から施設生活が長く、地域生活をしたことがない人や病気により障害を負い、とても強い喪失感から施設入所していた人が、施設外に生き甲斐を求め、地域生活などを模索し始めています。そこには、以前のようなパターンリズミ的なサービス提供は薄まり、「自己決定・自己選択」に専門職が寄り添う姿勢が見られてきています。これは入所施設を全否定していることではなく、施設で生活することも、地域で生活することもどちらも肯定されており、利用されている人が「自己決定・自己選択」をできる環境づくりが意識されてきた結果ではないだろうかと思っています。



個別支援会議の風景

3. ピアアドバイザーと地域生活移行支援員

次に、当施設での個別支援計画書の個性が高まってきた要因のひとつは、平成16年（2004年）から施設全体で取り組んできた、「地域生活移行」の活動が大きいのではないかと考えています。なぜならば、施設は集団による生活のため、個性を高めることを意識した支援やサービスを行おうとすれば、とても窮屈になってきます。そこで、従来であれば施設で保護されていることによる安全や安心に重きを置いたプランを専門職は勧め、悪い言葉で



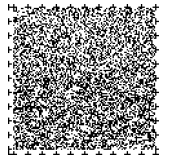
表現すれば「我慢」を利用者に強いていたように思えます。

現在、その地域生活移行の活動には、実際に療護施設から地域生活移行をされた、当事者の方にお手伝いをいただいています。利用者に地域生活の魅力やリスクを講演会や座談会、見学会などを通じ、さまざまな方法で伝え、毎日の施設生活を振り返っていただく、きっかけにしています。この方を当施設では「ピアアドバイザー」という名称で位置づけ、現在までの取り組みの結果、2名に増えています。（1名でスタートしたが、当施設から移行後も協力を継続している方1名）また、今年度は1名の職員を「地域生活移行員」として相談支援センターに配置し、川越市内の精神科病院と療護施設（当施設）からの地域生活移行の支援を中心に行うことにしています。このことにより、地域生活移行の活動も、今まで以上に活発になることを期待しています。

4. 地域生活移行と個別支援計画による将来の生活設計

私の施設の利用者を見ていると、施設に入所されている人々は、さまざまな理由により「自己選択・自己決定」をする力が弱まり、将来の生活像が自分自身で描けないために、施設入所を選択した人が多くいると推測しています。

なぜならば、地域で利用できる社会資源の情報を得られないまま入所に至ってしまった人や、誤解して理解している人が多くいらっしゃるからです。また、現在の地域生活支援の状況を批判的に捉えても、生活の場が施設から地域に変わっても、充分、施設生活の水準を維持できるだろうと考えられるからです。施設が開所した頃とは制度や社会資源も大きく変化し、地域生活支援の可能性は大きく広がっています。ですが、その変化を正確に理解している人はあまり多くないのが現状で、日常を振り返る場面も多くはありません。正確で有益な情報が伝われば、多少のリスクを背負っても自己決定権を行使し、人生の主役となって生活することを選ぶ人たちは多くなっていくことと思います。



よって、施設に入所している状態は、一時的に社会や環境から保護された空間において、人生における休息をしている状態、「自己選択・自己決定」する力を蓄え、身につけている時間などと捉え直すことが大切です。そして、利用者のやる気をどのようにして引き出すかという、「動機付け」が重要になるはずで、す。ですから、このように捉え直すことは、入所施設の支援の方向、障害のある人の努力していく方向を、大きく変えていくことになると考えられます。



日中活動の風景

5. 「障害のある人の権利に関する条約」に見る人権

障害者の権利条約が今年の5月に発効されました。その第19条(a)に、「障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと」(川島聡・長瀬修仮訳、2008年4月19日付)とあります。この条文の理念を理解し、現場に活かしていくには、入所施設が、施設に居住している人に対し、一定期間(一年程度)ごとに文章等で居住場所の希望等を確認する義務が生じてくるのではないかと考えています。具体的には、地域生活に関する情報や社会環境の変化などの情報を伝え、将来の生活場所(生活デザイン)を選択できるような、仕組みを作る必要があるのではないかと考えています。(合理的配慮義務)

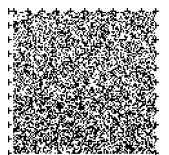
今までのように、一度施設入所したならば、一生施設に居住し続けなければならないのではなく、入所時とは変化している社会環境や制度などを客観的で正確に、中立性を意識して情報を、当事者の理解しやすい方法で伝え、自己決定を支援するべきです。

そこで、実際の施設支援場面において、「どこで、だれと、どんなふうに、何で生計をたて、何を大事にして暮らしていくのか」ということを確認するには、個別支援計画作成時が一番自然で適当ではないかと考えられます。

例えば、個別支援計画の中には概ね長期的な目標、短期的な目標をプラン化するため、将来の生活デザインなどをたずねることになります。そして、その場面で確認されたニーズに対して、何が障壁なのか、何が推進力(動機)なのかなどを整理しプランにつなげていきます。その結果、普段からの支援場面や日常の中に情報提供の場面を作ることが可能となり、個別支援計画作成時に将来の生活像を確認することが行ないやすくなります。

また、障害や病気によりコミュニケーションがとりづらい場合には、文章や言葉だけで情報を伝えても、うまく伝わりません。そこで、どのようにすれば当事者にきちんと情報が伝わるのか工夫することが大切になります。絵や図などのイメージにすれば良いのか、それとも見学や体験によることの方が有効的なのかなど、当事者と協働しながら検討します。そして、日常のサービス提供場面での表情や行動などからもニーズを敏感に感じ取り、関係する人々で推し量っていくことがとても重要となります。

最後に、以上のような人権を意識した活動には、今まで以上に時間や労力が掛かることになるでしょう。しかし、我々専門職は、障害のある人の自己決定権を保障し、人権意識を持った活動が、社会的に重要となっていることを再認識して、これからの活動を積み上げていくべきだと考えています。



知的障害者の地域生活支援

～最後の砦としての成年後見制度～

社会福祉法人 広島市手をつなぐ育成会
 広島市東部障害者デイサービスセンター
 所長 田中 洋子

はじめに

地域で生活する障害者を支援するということは一つ一つの課題に対する相談を丁寧に受け付け、そのニーズに対し、きめ細かく支援することに他なりません。当センターは開設当初より、独自事業として、地域の障害者の生活を支援し、各種教室事業、ボランティア養成事業等をとおして社会参加を促進し、様々な生活の相談事業を実施してきました。生活上のあらゆる相談を受け付け、障害者が地域で暮らしていくための様々な課題に対し、直接援助するだけでなく、他の事業や社会資源との連携、他施設の紹介、福祉サービスの活用の仕方や、制度の使い方など、当事者の権利擁護を意識して提供してきました。

本人にとって「地域生活支援」とは

地域や在宅で過ごす障害者にとって、どこかの施設や福祉サービスを受けることだけで、地域生活が成り立っているということではありません。

日々の生活の中で新たなニーズが生まれてきますし、当事者の生活を取り巻く環境も変化してきます。生活の節目、節目に課題は現れ、その都度、適切な相談による援助や対応で、課題解決が図られることは生活を維持していくためにとても大事なことです。障害のある人々にとって、継続的で一貫した総合的な支援が必要であることは言うまでもありません。また、個人の課題のみを捉えていては解決できない、家族や地域を巻き込んだ支援が必要なことも分かってきました。

まさに（ICF）で言う環境の要因に対するアプローチの必要性です。そして、このことはソーシャルワークの視点の重要さにも通じています。

当事者にとっては、そのことが「事業」であるかどうかは関係ないことで、そこに信頼ができ、相談できる場所があり、継続的な支援ができる機関や人がいるということが重要なのです。また、福祉サービスや既存の制度では、支援の手段がない場合は新たな仕組みを作っていくことも重要です。

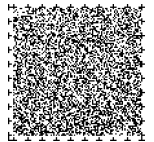
「相談支援」では解決できない課題

「安心して暮らす」「自立して暮らす」ということを目標に相談支援してきましたが、ほとんどの課題が「ケアマネジメント」等の手法を活用し地域と連携しながら何とか解決していきます。しかし、様々な社会資源を活用するだけでは解決できない課題も見えてきました。

知的障害者の場合、最後に問われるのが、「親亡き後」と「当事者の権利擁護」と言う究極の課題です。社会資源があってもなくても本人の生活を維持するために、親が支援してきた長い歴史があります。その親が亡くなった時、誰が本人の「生活の質」を護り、誰がその「質」を見極め、誰がその「生活」を護るのか。親がいる、いないに関わらず、本人の生涯を見通した支援が必要で「虐待」「契約」「消費者詐欺」「権利侵害」「保護者がいない状況」「将来への不安」など相談窓口や地域の連携だけでは簡単に解決できません。

高齢者福祉では既に平成16年より高齢者虐待防止法等により「地域包括支援センター」で「権利擁護」を中心とした「虐待対応」「成年後見制度の活用」を推進しています。

私自身は「社団法人広島県社会福祉士会・権利擁護センターばあとなあひろしま」に所属し、2000年成年後見制度施行当初からこの「成年後見制度」に取り組み、第三者後見人養成等に関わってきま



した。この制度が、知的障害者を含む「判断能力の不十分な方」たちの権利を法的に擁護するため欠くべからざるものであると認識していました。

成年後見制度とは

家庭裁判所の審判により選ばれた成年後見人等が知的障害者、認知症高齢者、精神障害者などの判断能力の不十分な方々の権利を法的に護っていくという制度です。2000年4月に施行されました。成年後見人等は、判断能力の不十分な方に代わって、法的な代理権・同意権・取り消し権を持って、本人に代わって本人の生活と財産を護ります。成年後見人等は本人の気持ちを尊重しながら、心身の状態や生活状況に配慮し、福祉サービスや施設入所に関する契約などを代理する「身上監護」と、悪徳商法等の被害を防ぎ不動産や預貯金などの管理をする「財産管理」等を職務とします。判断能力が不十分な障害者が住み慣れた地域で生活をしていくための権利擁護の最後の砦です。

相談から成年後見制度の活用に向けて

2003年支援費支給制度が始まった時、既に「福祉サービスの契約」において、判断能力の不十分な当事者は契約できないので「成年後見人」が「代理」する必要があると言われていました。しかし、急激に「措置から契約」に変わったことで、実態が制度に追いついていきませんでした。

2006年障害者自立支援法になって、福祉サービスや、施設入所の契約に「成年後見人の代理」を求める施設が一気に増えました。同時に「消費者詐欺にあっている」「虐待されている」「高齢の親が子の将来に不安を抱いている」などの相談が相次いでくるようになりました。金融機関で、本人以外「預貯金の引き出し」ができなくなったという声も上がるようになりました。相談から、支援のネットワークを構築し課題解決していく過程で、「成年後見制度」を活用することがふさわしい、又、活用しなければ解決できない、というケースが増えてきました。しかし、「成年後見制度」を活用することを支援する仕組みは通常の相談業務よりはるかに、手続き上の困難さや複雑さを抱え、積極的に取り組むには、支援の仕組みそのものが未整備であり、家庭裁判所等の申立ての相談もか

なりの力量の専門性が必要です。たまたま、私自身が社会福祉士として、取り組んできたこれまでの経験を生かし、成年後見制度の活用でしか解決できないという課題に対して、仕事の範囲を超えているとは思いましたが、取り組んでいきました。

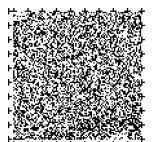
事例から見る「成年後見制度」の活用

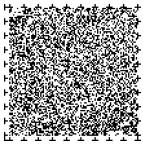
成年後見制度の活用で本人の地域生活をどのように支援していったかという事例です。なお、本稿は複数の事例を組み合わせるなどして資料としたものであり実際の事例とは異なります。

事例1 Aさん(50代 知的障害)

認知症の母親(80代)を虐待している知的障害者がいると地域包括支援センターから相談が上がりました。Aさんは就学免除で学校教育を受けておらず、社会参加も殆どなく、自宅で家事手伝いをしていました。認知症の母親に対し、うまく言葉を伝えられないため暴力をふるっていたようです。

関係機関と連携をとり、本人は作業所に通所するとともに、外出支援などでヘルパーの利用をしました。母親も高齢者デイサービスセンターに通所し、社会福祉協議会の日常生活支援事業を使って金銭管理をしてもらいました。本人の昼間の行き場所ができ、ヘルパーによる外出支援も本人の楽しみとなりました。自宅で誰とも関わりを持たなかった生活から一変、本人の生活は安定しました。本人の預貯金の管理を知人がしてくれていましたが、買い物や福祉サービスの支払いができていく状態でした。本人の金銭管理のために成年後見人を申し立て、第三者後見人として社会福祉士が選任されました。生活が安定すると、母親への暴力行為はおさまり、自立にむけてヘルパーから家事援助を受け食事の支度等の練習をしています。作業所では、作業活動にも意欲的に取り組み、生き生きとした表情や笑顔が出るようになりました。成年後見人と相談をしながら、病院と連携をして体調管理をし、ヘルパーを通して暮らしやすい生活を整え、本人の望まれる生活を維持しています。この事例では、行政、ヘルパーセッション、民生委員、近隣支援者、社会福祉協議会、地域包括支援セン





ター、病院、障害者コーディネーター等関係機関と連携し、成年後見制度の申し立ての相談及び、本人の自立に向けて継続的に相談、支援しています。

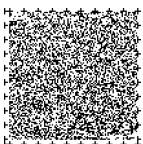
事例2 Bさん(30代 知的障害)

一般就労をしているBさんが「入浴していない。衣服を着替えていない。」ということで、職場より相談が入りました。Bさんは「自分で持っている全部使ってしまう」という理由で親戚のCさんに貯金通帳や療育手帳、年金手帳、保険証等を預けていました。Cさんは最初、食事等の支度もしてくれていたようですが、「お金を管理してあげる」ということで1ヶ月に数万円しか本人に渡していなかったようです。生活に困ったBさんは、公園や友人の家で寝泊りすることもあったようです。BさんはCさんに「世話になっている」と言われるとおりにしていました。しかし、本人とよく話し合っただけでBさんの意向を全然聞いてくれないCさんではなく、成年後見制度を使ってお金の管理と生活の見守りをしてもらうことになりました。Cさんとの関係性がとりにくいこともあり、申立ての時から弁護士に関わってもらい、第三者後見人(保佐人)として弁護士が選任しました。住居としてアパートを探し、ヘルパーやジョブコーチの支援で仕事の調整や家事や生活の見守りをしてもらいました。本人は安心して仕事に従事できるようになりました。

この事例では行政、入所施設、障害者コーディネーター、ジョブコーチ、ヘルパー、職場等関係機関、弁護士と連携をとり、アパート探し、成年後見制度の申し立ての相談及び、本人の自立に向けて継続的に相談、支援しています。

事例3 Dさん(50代 知的障害)

Dさんの母親から、体調不安から来る将来に向けての相談がはいりました。母子家庭で頼るべき親戚もいないという、Dさんの将来の不安を述べられました。Dさんは、ある程度の生活自立はできている人ですので、適当なグループホームがあれば生活できるのですが、すぐ入れるグループホームはありません。何度かの相談の上、母親との在宅生活



を続けながら、自立にむけて、ショートステイや宿泊による自立訓練事業を受けていくこと、又、成年後見制度を利用することを話し合いました。相談の途中より、母親は入院の必要性があることが分かりました。母親を成年後見人として申し立て、結果は母親と社会福祉士による複数後見となりました。母親は非常に安心をされ、成年後見人がショートステイの手続き等をすぐしてくれたので、母親が入院した時、ショートステイの利用がスムーズにできました。又、本人も自立することに向けて、宿泊による自立訓練等を喜んで受けています。引き続き、グループホームの情報を待っている状態です。成年後見人と連携しながら、将来に向かっての支援の見通しが立てられました。

今後の課題

障害者の地域生活を支援するということは、社会資源や地域のあらゆるサービスを有効に活用し、総合的、継続的なサービスの供給や、現在ない資源や必要なサービスを開発していくということで、障害者の地域生活に限りない可能性を見出すことです。障害者が住みなれた地域で最後までその人らしく生活すること、それは、「その人の人生と権利を守っていく」ことに他なりません。「この事業はあるからできます。」「この事業はないからできません。」では、本当の意味で最後までその人らしい暮らしを護り、地域生活を支援することにはならないのです。

本人の「権利を守り安全で安心した地域生活を送る」という点において、この成年制度を積極的に活用していくことは今後ますます重要となってくるでしょう。成年後見制度は万能ではありませんが、本人の地域生活を支える大きな力の一つとして、他の手段とあわせての活用をしていくことが望まれます。地域生活を支援するそれぞれの機関が相談支援事業を中心に、「成年後見制度」の理解、啓発活動に積極的に取り組まれ、本人の「権利擁護」の視点にたって、「成年後見制度」の活用が広まることを願っています。

同時に、成年後見制度をよりうまく活用するためにも、また、経済虐待、身体虐待、言葉の虐待、ネグレクト、性的虐待等の権利侵害を防ぐ意味からも「障害者虐待防止法」の早期制定が望まれます。

精神障害者の地域生活支援 ～ 事例を通して～

社会福祉法人 桑友
勝部 葉子

(1) はじめに

「自分たちも働きたい」 - 1988 (昭和63) 年、精神障害を持つ方々の声から

当法人の源である共同作業所としてスタートしてから、今年で20年が経ちました。精神障害者のみならず、福祉をとりまく環境が変わっていきなから、当法人も、様々な形で試行錯誤を繰り返し活動をしてきたように思います。

そのなかでも、今回は、当法人での住居支援を通し、精神障害者の生活支援の取り組みを振り返りたいと思います。

(2) 住居支援のいきさつ

共同作業所として活動を続けていた頃は、無認可であるが故の創意工夫の出来る自由度はありつつも、設備面、環境面、そして経済面など苦心する面は多々あり、存続していくこと自体がとても不安定な時代でした。



そんななか、恒久的に安定した運営をしていこうと社会福祉法人化をしていくこととなりました。当初は通所授産施設設立にむけて進めていたのですが、家族の方々から「親が元気なうちは良い。

親亡きあとをどうするのか不安で、死ぬに死ねない。」との要望があり、また、利用者自身からも「ゆくゆくは住む場がほしい」との声があがり、1994 (平成6) 年に生活訓練施設を併設して立ち上げることになりました。

これが、当法人の住居支援の始まりとなりました。

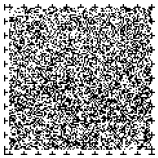
(3) 住居支援を始めてみて

生活訓練施設の事業を開始したときは、県内で初めての入所施設ということもあり、症状は安定しているが行き場のない、いわゆる社会的入院をしている方々が多く利用していました。

彼らは夕食の際に病院で食べる機会のなかった「焼き肉」に喜び、また、毎日入浴できること、施設の外に出ることに許可がいらぬこと、お弁当 (当時は日中活動に出かける時にお弁当を作って送り出していました) には母の味を思い出す「卵焼き」をリクエストするなど、病院が彼らの社会生活そのものであったことを知るとともに、地域で生活をしていけば当り前のことが当り前でなかったと感じさせる場面が多々ありました。

職員にとっても、今まで作業所での関わりのなかで、家族、関係機関と連携を図り、生活背景など大まかには把握していたのですが、実際に生活を支える立場としてかかわるようになり、服薬が抜けると途端に症状が出る、お金のやりくりで不安的になる.....など今までの支援の視点が単一的であったこと、生活を支えることがいかに大切なことか見えるようになってきました。

日々かかわるなかで、利用者が地域での生活を思い出す、取り戻すこ



とに喜び、「生きてて良かった。」「安心して住むことができる場が見つかった。」と話している姿が見受け

られることに職員自身もやりがいを感じていたように思います。

その後、事業を展開していく中で、生活訓練施設が2年間という利用期限もあり、必然の流れで、福祉ホーム、グループホームを立ち上げていくのですが、利用層も年代、ニーズも多様になり、様々な支援方法を模索していくこととなりました。

(4) 事例

1) 一緒に生活したいと願うお二人

Aさん(男性)とBさん(女性)は、生活訓練施設で知り合い、お互いの良さを認め合い、自然と付き合うようになっていきました。

そううつ波の激しいBさんがどこまで恋愛を維持できるのか? 人生経験の少ないAさんにとって、恋愛がうまくいかなかった時にどこまで踏ん張れるだろうか……? スタッフは見守りつつ、いつもハラハラしている状態でした。そんな心配をよそに、二人は交際を続けていき、「一緒に生活したい。」と話すようになりました。

最初はスタッフも戸惑い、不安でしたが、当人同士が望む生活を実現していけるよう一緒に考えるようになり、家族も含め、何度も話し合いを重ねました。そのうち、初めは反対していた家族も、話し合う中で、二人の気持ちが真剣であることに了承し、同居生活にむけて取り組むようになりました。

第一歩は「Aさんが自分の生活を一人でやってみる」ことに挑戦するため、Aさん一人が生活訓練施設から離れ、福祉ホームで生活しました。それから「アパートに近づけた生活に慣れていく」

ために、Bさんと福祉ホームで同居し、アパートに近い生活費でのやりくり、仕事(授産施設)との両立、

互いの不調時の対処を体験していく……ことをしていき、今では民間のアパートを借りて二人で生活をしていらっしゃる。

現在にたどり着くまでは決して順調に来た訳ではありません。Bさんの症状が再燃し、入院したり、自分たちで生活していくことに人任せな面もあり、「もっと責任を持たないと!」とついつい感情的に言い合いになってしまったり、家族間での感情がまとまらず中座してしまったり……と紆余曲折がありました。

今でも、どちらかが調子が良くてもどちらかが調子が悪い……などの状況があったりしますが、外出するときには二人で手を繋いで歩いてい



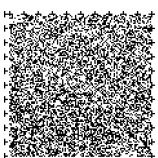
る姿を見かけると、とても微笑ましく思ったりしています。

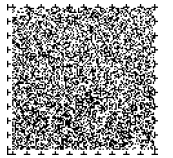
今は、見守り・アドバイス程度の支援のお二人ですが、何かあった時の応援が迅速にできるように継続して関わっていきたいと思っています。

(5) 事例

2) 長期的な関わりが続く中で利用形態が変わってきたYさん

Yさんはまだ法人化していない、作業所からの時代からの利用者です。父が教員で、古くからの





町に住んでいました。そんな環境のせい、「後継ぎ」という意識は誰よりも強く、無論、持家から離れるなどまったく考えることもなく、一人で家を守り、昼間の行き先として作業所を利用していました。

そんなYさんでしたが、近所に住む姉夫婦が仕事の関係で転居するようになったのを契機に全くの単身生活になりました。民生委員や保健師との関わりはあったものの、自分の生活を一人でやりくりされることには疲れていったようです。作業所には自然と足が遠のき、地元の作業所へ移ることになり、利用は終了になりました。

しかし、10年以上利用を続けていたこともあり、診察など外出の際には作業所へ顔を出して下さったり、相談の電話をかけてくることもあり、施設利用とは異なった形での関わりは続いていました。

一人で自分の分だけ買い物に行く、配食サービスは利用するものの一人でご飯を食べる、どこかに出かけたとして「おかえり。」と言ってくれる人もいない……。一人暮らしの気ままさより、「孤独」と向き合うことに押しつぶされそうになったことも、ままあったと思います。お金の使い方が乱れ、連鎖的に服薬や食生活も乱れ、生活自体が乱れるようになり、入退院を繰り返すことになりました。

また、精神疾患のみならず、身体的にも患ってしまい、「健康を維持していくために」「孤独は防ごう」という話し合いを本人・関係者と重ね、本人が少しでも落ち着ける住環境を体験して頂くなかで、当法人のグループホームの入居となりました。

今は、住まいの提供という支援のなかで、様々なサービスを活用しながらグループホームでの生活を続けているのですが、一方で、どんなつらい思いをしてもやはり生まれ育った家を忘れることはなく、「自分は時期が来たら実家に帰ります。」

「皆さんには悪いけど自分には帰る家がありますので……。」と、実家での生活を望んでいらっしゃいます。

関係者からみれば、朽ち果てかけた家で、かつYさんの生活能力が退行しているのに、とても在宅復帰は考えられないと思っているのが現状です。私自身心配でなりません。でも、Yさんは家で過ごしたいのです。

支援者が持つ不安と、本人の望む生活には大きな差異があります。それをどのようにして近づけていくか、どう寄り添っていくかは支援者としての資質が問われているのではないかと考えています。

(6) さいごに

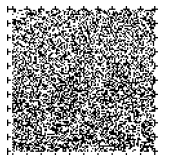
今回原稿を書かせて頂くに当たり、今までを振り返り、様々な方々の生活、そして人生の一部に出会い、学ばせて頂いているな……と改めて感じています。

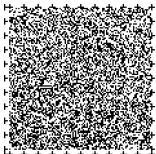
支援者にとってみれば、出会った方々が何か形を残して（例えば、自動車運転免許を取る、アパートが決まる、就職をするなど……）くださるほうが支援をした達成感を得られるかもしれませんが、それはあくまで結果論で、本当に「形」にしか過ぎないな……。とと思っています。

利用者が当たり前のことを普通に当たり前と思えることや、「なんか違う。」と生きて生活を送るのではなく、「これで良かった。」と思える生活を送って頂けるよう、それぞれが自信を取り戻すことが支援ではないかと考えています。

そしてそれは、たとえ些細なことであっても、一人ひとりにとって、「自分らしい」日常になっていけば良いのではないかと……。とも思っています。

まだまだこれから沢山の出会いがあるなかで、少しでも「自分らしさ」を出して生活して頂けるような関わりを続けていきたいと思っています。





東京都障害者スポーツ大会と 重度障害者

社団法人東京都障害者スポーツ協会
 スポーツ振興室長 小島 隆幸
 東京都障害者総合スポーツセンター
 健康スポーツ相談担当主査 山川比登美

1、「東京都身体障害者スポーツ大会」 （全国に先駆けて）

日本の障害者スポーツの幕開けと言われる1964年「東京パラリンピック」より遡ること13年前、昭和26年（1951年）都内の障害者施設・学校等を中心とした体育大会として、身体障害のある方々の身体機能の向上や自立の促進などを旨とし、全国に先駆けて東京都身体障害者スポーツ大会が開催されました。

以来、都内の障害のある方々のスポーツの祭典として、また、全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねる競技会として、第49回大会（1999年）まで継続して開催されてきました。

実施種目は、ほぼ全国大会実施種目のとおりですが、第48回大会からは、電動車椅子の30m走を実施するなど、特に種目の少ない重度の障害区分や年齢区分において出場可能種目の範囲を拡大するなど、独自性も備えた大会として実施されてきました。

2、「東京都知的障害者スポーツ大会」 （友愛、YOU&I・東京ゆうあいピック）

昭和59年（1984年）「日本スペシャルオリンピックス第1回東京地区大会」として、競技を通して自我意識を高め、強く生き抜く気力を培い、社会参加への第一歩とすることを目的に開催されました。

「友・愛」「You&I」から名付けられたこの大会は、その後、全国大会名として知られる「ゆうあいピック」として、長年、多くの方々に親しまれ、第16回大会（1999年）まで開催されました。

第1回大会は、陸上競技、水泳、

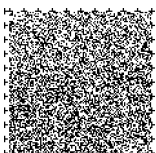
フライングディスク、バスケットボールの4競技でスタートし、東京都で開催された第4回スペシャルオリンピックス全国大会（兼第3回東京地区大会）を契機に、実施競技種目も増加し大会の規模にも広がりを見せ、当協会の前身である（社）東京都精神薄弱者（その後「知的障害者」）スポーツ協会の設立にもつながることとなりました。

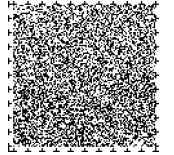


3、「身体」「知的」「精神」が統合された大会へ 「全国障害者スポーツ大会」と統合される前年の平成12年（2000年）全国に先立ち「身体障害者スポーツ大会」と「ゆうあいピック」を統合し「第1回東京都障害者スポーツ大会」が開催されました。

しかし、統合とは名ばかりで、大会名の後に「第50回東京都身体障害者スポーツ大会・第17回東京ゆうあいピック」と副題がつき、実施要領の殆どの項目で「身体障害部門」「知的障害部門」別で記載されるなど、実体は以前と何ら変わることはない、別々の大会として開催されてきました。

平成15年、都内の全ての障害のある方々のスポーツ振興や普及、啓発を担う包括団体として、（社）東京都知的障害者スポーツ協会を改組し、「（社）東京都障害者スポーツ協会」を設立したことをきっかけとし、身体・知的競技関係者等で実行委員会を組織し、身体・知的部門とも可能な限り合同で開催するなど、徐々にではありますが、





「統合」された大会となってきました。

また、第7回大会（平成18年）からは、陸上競技に精神障害の種目の導入やフライングディスクに内部障害の種目の導入に加え、第8回大会（平成19年）からは、精神障害者のバレーボールを正式競技として実施するなど、まさに三障害全ての人が参加できる「統合大会」となりました。



4、「スポーツの集い」

昭和42年（1967年）より、東京都が、知的障害のある方々（主に施設利用者）を対象に、開催したのが始まりです。平成4年（1992年）からは、当時の（社）東京都知的障害者スポーツ協会が東京都より委託を受け主管し、ゆうあいピックとともに知的障害のある方々がスポーツに親しむための大会として、在宅及び施設を利用している知的障害児・者とその家族や施設職員が一堂に集まって、力いっぱいスポーツを楽しみ、自立に備える心と身体を養うとともに、知的障害児・者に対する社会の多くの人々の正しい理解を深めることを目的として、5月から6月の「スポーツ大会」に参加することができない重度障害のある方でも参加できる内容を企画し、現在まで継続実施されています。

5、「スポーツの集い」が「東京都障害者スポーツ大会」の重度障害者競技会へ

40年余を経た「スポーツの集い」は、近年、内容を含めた今後のあり方についての検討が求められました。関係各団体等と検討を重ねましたが、重度知的障害のある方々が多数参加することから、内容の大幅な変更については、参加者本人だけでなく施設職員側にも混乱を与えるという懸念もあり、当面は、若干の内容変更にとどめながらも、第40回（平成18年）より、「東京都障害者スポーツ大会」の〔重度障害者競技会〕として明確に重度

障害者の大会に位置づけて開催することとなりました。

また、同時に重度身体障害のある方々を対象に「ポッチャ体験教室」を開催し、翌19年からは、「第8回東京都障害者スポーツ大会（重度障害者競技会）ポッチャ競技」として、都大会の正式競技大会として実施しました。

6、当協会及び東京都障害者スポーツセンターの取り組み

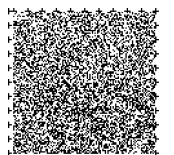
東京都障害者スポーツセンターが「身近な地域で、いつでも・どこでも・いつまでも」障害のある方々がスポーツに親しむことができる環境づくりを推進する事業や、スポーツセンターでの重度障害のある方々に対する取り組みについて触れたいと思います。

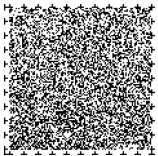
東京都障害者スポーツセンター（総合・多摩）には、今年年間延べ35万人以上の方が来館しスポーツを楽しんでいます。

しかし、実際にはセンターに来ることができない方・知らない方がまだまだ大勢いることに着目しなければなりません。情報が来ないから来ない、行きたいと思っても遠くて交通手段がないので断念、人の手がないと一人では来られないなど、理由はさまざまです。



特に障害の重い方がスポーツセンターまで来るといことは大変なことです。重度障害者の定義は様々な施策においてはなされていますが、障害者スポーツの観点からは、軽度・重度という位置づけではなく、障害があることでスポーツを楽しむ環境に不便さを感じているということではないでしょうか。そのため、地域のスポーツ施設を利用できるようになることは、重度障害の方の人生に大きな変





化を与えてくれるものと思います。

重度障害の方にとって、地域でスポーツ活動を行うための環境には、「人」・「方法(工夫)」・「場所」という3つの資源が、ひとつのサイクルとして成り立つことが必要だと思えます。

先日、渋谷区にあるリハビリ専門の病院でスタッフ向けに「研修会」を実施しました。リハビリにスポーツを取り入れることで重度障害の方々でも活動の幅が広がり、QOL 向上の可能性があると、参加した多くの若いスタッフは、センターでの取り組みに興味と関心を持って頂きました。この病院では「人」・「場所」は問題ありませんでしたが「方法(工夫)」が必要だったのです！

近い将来は、もっと医療の現場にもスポーツを取り入れ、体を動かす楽しさや有効性からのアプローチもしていただきたいと思えます。

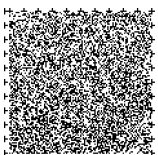
もうひとつの重度障害の方への取り組みは、品川区心身障害者福祉会館の「重度障害者の水中セラピー」という事業を、地域の公共プール施設(小中学校併用)を利用し、プールでのリラックス効果・体と心をゆるめて心地よさを体験するという内容で行いました。スタッフは重度障害者1人に付き2人体制で安全で効果的に実施しました。この事業でも、「人(人数)」・「場所」は問題ありませんでしたが、「方法(工夫)」を知っている「人(スタッフ)」がいなかったのです。

私たちが出向いて具体的な方法を指導することで重度の方でも水の中でいい表情や普段できないことが出来るようになったのです。

東京都障害者スポーツセンターでは、このように地域へ行って重度障害の方のスポーツ支援を行うとともに、スポーツセンターに来てもできる事を見つけ、継続してスポーツ活動が行えるように支援しています。何かできることがある！という発見があるような対応をし、身体と心のための通過点として、地域へのステップアップの場であるようにと願います。

2ヶ所の東京都障害者スポーツセンターでは今年度もさらに、重度の方にもスポーツの楽しさを！

をモットーに「重度障害者対象教室」のポッチャ教室や親子水泳教室を行います。「ポッチャ教室」は10月5日



に行われる「東京都障害者スポーツ大会(重度障害者競技会)ポッチャ競技」を目指して練習します。

皆さん、是非、一度、「教室」に参加してみたいはかがでしょうか！



7、今後に向けて

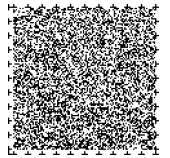
近年、障害のあるの方々を取り巻く環境や制度の変化などが、各種スポーツ行事への参加のみならず、施設内でのスポーツ・レクリエーション活動にも影響を与えていることが懸念されるのですが、今後もより多くの方々にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供し、多数ご参加いただくことができるよう参加団体や関係機関等と連携をとり方策を検討していきたいと思っています。

また、重度障害のある方々が「行事(スポーツ大会等)」へ参加するにあたって、最大の要素として移動の問題が挙げられます。スポーツ大会(身体部門の陸上競技)やスポーツの集いでは、バスや車椅子輸送用トラックの配車などの便宜を図っていますが、十分な手当てができていないとは言えません。予算的に厳しい状況ではありますが、今後とも効率的な事業運営を心掛け、重度障害のある方を含めより多くの障害のある方々が外へ出、大会や行事に参加し易くなる方途を見つけないと思っています。

8、是非、チャレンジしてみてください！

スポーツ大会(競技会)は、どのようなものでも一定の規則や制限があります。また、障害者スポーツ大会の多くには「障害区分」があり、それによって参加できる種目も限られてきます。東京都障害者スポーツ大会でも、重度障害のある方々でも参加できる種目は実施していますが、ごく限られたものとならざるを得ません。しかし、大事なことは、限られた中でも可能性があればチャレンジするという事ではないでしょうか？

表彰台での笑顔は、普段とは違う笑顔なのかもしれません！！



知的障害者更生施設（通所）における 食生活・栄養支援について

社会福祉法人光風会
知的障害者更生施設（入所）光風学園
管理栄養士 大井 弓子

1. 施設紹介

私が勤務している光風学園は山形県北西部にあり、昭和56年に創設された社会福祉法人光風会が昭和62年に開設した知的障害者更生施設（入所）です。法人では、当施設の他に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、知的障害者更生施設（通所）、精神障害者生活訓練施設、認知症グループホーム、知的障害者グループホーム等を運営しています。

当施設の入所定員は50名で、平均年齢は50歳を超え高齢化が進んでいる中で、20歳前後の若い利用者の入所により18歳から73歳と年齢層に幅があり、隣接する知的障害者更生施設（通所）には38名の利用者が通所しています。

施設の食事提供は、献立立案を施設側の管理栄養士（入所施設と兼務）が行い、調理は委託しています。昼食は入所施設と通所施設の共通メニューとなっていることから、通所施設において食生活・栄養支援を行っていますので、その取り組みについて紹介します。

2. 入所施設における栄養支援の導入

知的障害者更生施設（入所）では、平成17年10月から栄養計画に基づく食生活・栄養支援を本格的に開始しましたが、そのきっかけとなったのは、介護保険施設に栄養ケア・マネジメントが導入されたことです。

この栄養ケア・マネジメントは、施設長が中心となり管理栄養士が他職種と協働して利用者の栄養状態の維持・改善に向けてチームケアをするものであり、従来行ってきた献立作成、安全で美味しい食事の提供という給食管理が中心の業務ではなく、食生活全般をフォローするという視点に立ち、業務内容を大きく変換するものでした。

そこで、栄養ケア・マネジメントの導入には戸

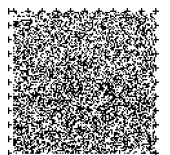
惑いもありましたが、介護保険施設の栄養ケア・マネジメント様式を障害者向けに作成するために、法人内の介護保険施設の管理栄養士と相談し、他職種の協力を得ながらなんとか形のあるものになりました。

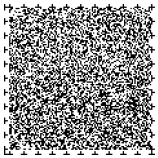
3. 在宅者への食生活・栄養支援の導入

入所施設での栄養ケア・マネジメントが軌道に乗り始めた頃、知的障害者のグループホーム設置の動きがあり、管理栄養士として在宅栄養支援をどう進めていくかという課題がでてきました。

同時期に（社）日本栄養士会全国福祉協議会で実施した「障害者の栄養管理マネジメントの在り方に関する調査研究事業」の調査協力をする事になり、それまで実施していなかった通所施設利用者への栄養支援を行うこととなりました。調査を進めていく中で、通所利用者のご家族の方から「脱水傾向があり、どのように水分を摂らせたら良いか、またどのくらい摂ってよいかわからない」との相談を受けました。この相談内容については継続の必要性が高いと判断し、入所・通所の両施設長に相談した上で調査終了後も継続して栄養支援を行うことにしました。その中で医療との関わりとして、かかりつけ医との連携が必要になってきます。脱水傾向にあるという相談の場合は、かかりつけ医に栄養支援の必要性を理解していただき、栄養支援への指示を基に実施しています。さらに、栄養支援実施中も経過報告を行い、かかりつけ医からコメントをいただきながら利用者の情報の共有化を図りつつ、一つひとつ改善をしてきました。このようなことからかかりつけ医との関係を構築していくことができるようになり、よりよいチームケアができた例であると思っています。

かかりつけ医への報告については

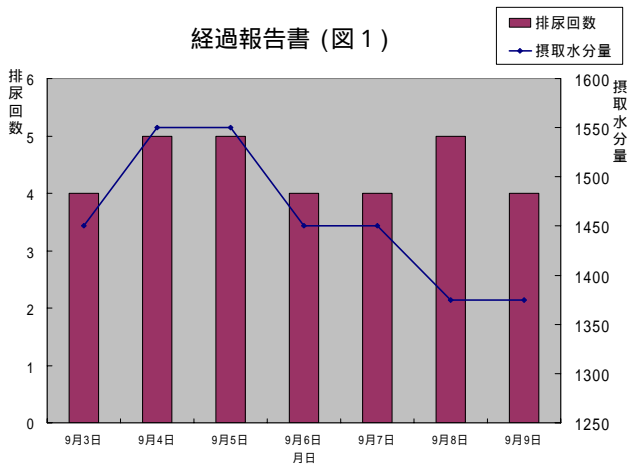




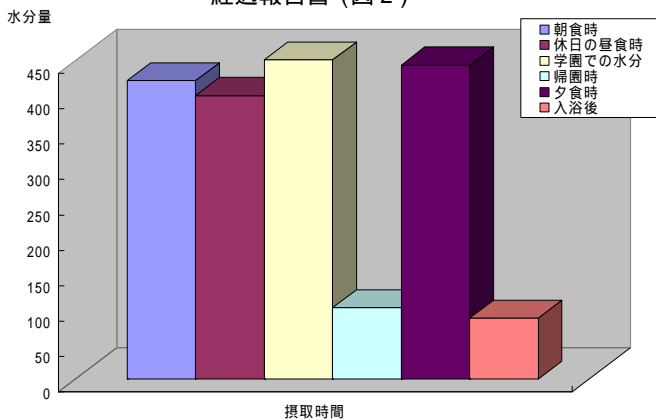
グラフ等も使用して経過をわかりやすくするようにしました。(図1、2参照)

なお、この事例に対する継続的な栄養支援は、手探り状態で行ったものですが、入所施設の管理栄養士が通所施設での在宅栄養支援を行うことに対して、他職種の協力が得られたこと、かかりつけ医の理解が得られたことが、良い結果になった鍵だと思っています。

経過報告書 (図1)



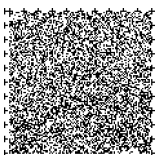
経過報告書 (図2)



これらのことが、通所施設における在宅栄養支援を行うきっかけになり、その後も食欲不振による体重減少がある通所利用者などの栄養相談を受ける事もありますが、通所施設での栄養支援は入所施設とは異なった課題があり、在宅での栄養支援の難しさを実感しました。

4. 栄養支援を行う上での課題

朝・昼・夕とトータル的に栄養管理をしている入所施設の利用者と昼のみの栄養管理をしている通所施設の利用者と体重管理による栄養改善について比較



してみたところ、結果として通所施設の方が「肥満」や「やせ」の割合が多く見られ、特に肥満の改善に大きな差が見られました。

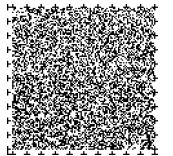
このような状況から、通所施設での栄養支援の必要性は高いと考えられますが、通所施設で栄養支援が行える環境になっていても、他職種から「昼一食の提供なので、栄養管理をするには家庭での部分が大きいのではないか？」家族の理解が得られにくいのではないかと、意見もありました。実際に調査研究事業を行った際にも、栄養状態のリスクの高い利用者に栄養支援を試みたのですが、利用者のご家族の方の理解をどうしても得ることが出来ずに調査研究事業が出来なかったこともありました。栄養調査の協力を得られなかった理由の1つとしては、家庭の食事内容まで話をしたくないという事でした。

在宅から通所している利用者の栄養支援を行う上での大きな課題は、通所施設以外での食生活、つまり家庭での食事のあり方が大きく影響するということです。したがって、ご家族にも栄養支援を理解していただけるよう働きかける努力が必要なのだと実感しました。そして、ご家族の理解と協力が重要なポイントとなりますので、ご家族に対しての支援が中心になることが多く、出来る限りご家族の負担にならないように、どうするかがもうひとつの課題と考えられます。また、多くの方を対象に継続支援を行うには入所施設の管理栄養士が空き時間を活用して行うには時間的に難しい面もあります。

5. 栄養支援を行う上での方法

ご家族に栄養支援する際にも理解を得やすくする工夫が必要と考えます。文章で長く記載して説明するよりも、数値で表記したり絵を使ったりと視覚に訴えた方がよりご家族から理解が得られやすいと思います。例えば、栄養ケア計画書は、文字での表記を簡潔にして出来る限り数値の表記にして好評を得ています。(図3参照)

また、(社)日本栄養士会全国福祉栄養士協議会が作成した『食事バランスガイドを使った「らくらく食生活サポートマニュアル」』を使って栄養支援を行っていますが、その食生活サポートマニュアルの「コマ」の絵を栄養ケア計画書に組み入れた



ものも作りました。(図4参照)この在宅栄養支援で食生活サポートマニュアルを使用しての支援は、実際の献立と結びつきやすいのか、ご家族からの疑問や質問も出やすくご家族の方も受け身ではなく、「どうしたら良くなるの?」といった前向きな意見も聞けました。このことから、利用者や御家族が理解しやすい、視覚に訴えたマニュアルを充実して栄養支援をすべきであると思っています。

ないといけないと思っています。今後、栄養支援を充実させていくには、『食事バランスガイドを使った「らくらく食生活サポートマニュアル」』を活用したいと思っています。

また、通所施設での栄養支援の中には「メタボリックシンドローム」も考慮した栄養支援が必要になると思います。

当施設も来年度の新体系の移行に伴い障害者施設の一体化を進めていますが、栄養管理部門も入所施設と同様に通所施設での在宅栄養支援を充実していきたいと考えています。

6. 今後の知的障害者更生施設(通所)における栄養支援について

今までの栄養支援とご家族の方々は何をどれだけ食べればいいのかイメージがわきにくく、その上管理栄養士からは「カロリーがこれだけ多くて...」と言われると、面倒になり続かないという事が多かったと思います。『食事バランスガイドを使った「らくらく食生活サポートマニュアル」』を使用しての栄養支援は、面倒な栄養価計算や食品や食べた料理の重さを量る必要もなく、家庭での食生活に関連付けやすく、コマを使用して何が不足し何を多く摂っているのが理解しやすいという意見をいただきました。家族の食事バランスを理解した上での栄養支援は、質問のポイントも分かりやすく、食事時間の大切さに気づいたご家族もありました。

在宅者への栄養支援はご家族の理解と協力が重要なポイントになるため、ご家族に負担をかけずに管理栄養士は考えていか

栄養計画書(図3)

栄養ケア計画書

作成日 平成20年6月19日
作成者 大井弓子

施設長 事務管理 支援係長 担当主任 支援員 看護師 管理栄養士

利用者氏名 _____ 様

主食	ご飯	粥	医師指示
副食	常食	既刻み 刻み ミキサー	

I. 現在の身体状況

項目	測定値他
身長	0 m
体重	0 kg
BMI	
体重減少率	0 %

II. 現在の栄養状態

栄養状態	該当	BMI
太っている		25以上
良好	○	25~18.5
やせている		18.5以下
栄養上の問題	有り	無し

III. 1日に必要な栄養量

栄養素	必要量
エネルギー	0
たんぱく質	0
水分	0

IV. 現在の提供栄養量

栄養素	提供量
エネルギー	0
たんぱく質	0
水分	0

V. 現在の喫食率

喫食率(%)	0
--------	---

VI. 現在の摂取栄養量

栄養素	摂取量
エネルギー	0.0
たんぱく質	0.0
水分	0.0

VII. 嗜好品

栄養素	摂取量
エネルギー	0.0
たんぱく質	0.0
水分	0.0

VIII. 合計摂取量

栄養素	摂取量
エネルギー	0.0
たんぱく質	0.0
水分	0.0

《見直しDrコメント》
現在の対応を (継続 変更) します。

長期目標	
短期目標	栄養ケア計画
担当	
頻度	
期間	

上記の内容に関して承諾いたします 年 月 日

栄養計画書(図4)

栄養ケア計画書

作成日 明治33年1月0日
作成者 大井弓子

施設長 支援係長 支援員 管理栄養士

利用者氏名 _____ 様

主食	ご飯	粥	医師指示
副食	常食	既刻み 刻み ミキサー	

I. 現在の身体状況

項目	測定値他
身長	1.52 m
体重	54 kg
BMI	23.4
体重減少率	-1.8 %

II. 現在の栄養状態

栄養状態	該当	BMI
太っている		25以上
良好	○	25~18.5
やせている		18.5以下
栄養上の問題	有り	無し

III. 1日に必要な栄養量

栄養素	必要量
エネルギー	2016
たんぱく質	60
水分	1660

IV. 望ましいコマ数

料理区分	コマ数
主食	1
副食	1
牛乳類	0
果物	0

V. 喫食コマ数

料理区分	コマ数
主食	1
副食	1
牛乳類	0
果物	0

VI. 摂取コマ数

料理区分	コマ数
主食	1
副食	1
牛乳類	0
果物	0

VII. 夕食コマ数

料理区分	コマ数
主食	0
副食	0
牛乳類	0
果物	0

VIII. 合計コマ数

料理区分	コマ数
主食	1
副食	1
牛乳類	0
果物	0

望ましい食事バランス

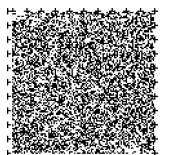
長期目標	新しい環境に慣れる。楽しく健康に生活する。
短期目標	栄養ケア計画
担当	
頻度	
期間	

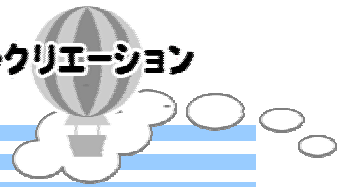
食事環境に慣れる
見守り・声かけを実施し、コミュニケーションを取り、状態の変化を把握する。

食事バランスを身に付ける
大まかに食事内容を把握し、食事バランスに対する支援を実施する。

管理栄養士	支援員	日時	
管理栄養士	支援員	曜日	

上記の内容に関して承諾いたします 年 月 日





いつでも・どこでも・だれでも楽しめる フライングディスク

～バリアフリー・ディスクゴルフのすすめ～

日本障害者フライングディスク連盟
事務局次長 若山 浩彦

1 .障害者フライングディスクのあゆみ

みなさんは「フライングディスク」をご存じでしょうか。「frisbee」と聞くと「あー、知ってる」という方が多いと思います。そうです、日本ではfrisbeeという言葉の方が有名です。frisbeeは、フライングディスクで使用するディスクのひとつのブランド名です。1970年代にfrisbeeが日本に入ってきて、人気を博したためにfrisbeeという名称が国内ではメジャーになりました。アメリカでは、プロ選手が存在し、今流行りのニンテンドーDSのゲームソフトになっているほどメジャーな種目です。

障害者のフライングディスクはそれほど古いものではありません。1968年にアメリカでスペシャルオリンピックス(知的障害者のスポーツ支援組織)が設立され、その活動のひとつとして、フライングディスクが採用されました。国内では、1981年に開催された「第1回日本スペシャルオリンピックス全国大会」において正式種目として採用され、知的障害者のスポーツ種目としての第一歩を踏み出しました。1992年からは「ゆうあいピック(全国知的障害者スポーツ大会)」の正式種目として行われ、全国に愛好者が生まれ始めました。

1990年代になり、障害者施策も身体・知的・精神といった障害種別にとられることのない施策が必要であるという機運が高まってきました。期を同じくして、障害者スポーツにおいてもこれまで身体・知的など別々に行われていた全国スポーツ大会を統合して実施することになりました。こ

れがフライングディスクにとっても千載一遇のチャンスとなりました。2001年から「ゆうあいピック(全国

知的障害者スポーツ大会)」と「全国身体障害者スポーツ大会」が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として実施されることとなり、ルールを一部改正して、フライングディスクがすべての障害を対象として行われることになりました。

2 .支援体制の整備

全国障害者スポーツ大会の正式種目として採用され、愛好者が増えるにつれ、指導者の養成、支援体制の整備が求められてきました。

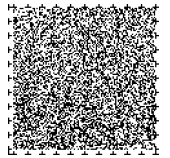
日本障害者フライングディスク連盟(以下、「日本連盟」)では、1998年より日本連盟公認指導者制度を制定し、「障害者フライングディスク指導者養成講習会」を各都道府県で開催してきました。全国に約4400名の公認指導者が存在し、普及活動に尽力いただいています。

また、日本連盟では、都道府県における大会運営や審判員の派遣等を組織的に行うために地域協会の設立に向けて支援活動をしてまいりました。現在では、47都道府県と石垣島(沖縄)に地域障害者フライングディスク協会が存在しており、大会運営や教室の開催、公認指導者の派遣事業等を行っています。

興味のある方は、日本連盟のホームページ(<http://homepage1.nifty.com/jffd/>)に指導者養成講習会の日程や各地域協会の連絡先を掲載しておりますので、ぜひ覗いてみてください。

3 .バリアフリー・ディスクゴルフのすすめ

全国障害者スポーツ大会をはじめ、障害者のフライングディスク競技は、距離を競うディスタンス競技(1人3投し、最長距離を競う)と正確性



を競うアキュラシー競技(1人10投し、円形のゴールの通過枚数を競う)の2種目が行われています。近年は愛好者の技術もだんだん向上しており、日常の楽しみとして継続的に活動できる新たな種目の開発・普及が必要であると感じていました。そこで健常者の間ではすでにレクリエーション種目として親しまれている「ディスクゴルフ」が障害の有無や年齢に関わらず楽しめる種目ではないかと考え、平成17年度の独立行政法人福祉医療機構助成事業に「障害者ディスクゴルフの啓発・普及事業(以下、「普及事業」)」として申請したところ、「新しい障害者スポーツ種目の開発」という特別枠にて採択されました。ここから「バリアフリー・ディスクゴルフ」の普及活動が始まりました。「ディスクゴルフ」は文字通りディスクを使ったゴルフです。ホールごとに設置されたゴールにいくかに少ない投数でディスクを入れることができるかを競う種目です。全国の国営公園を中心に32の公認コースがあります(日本ディスクゴルフ協会ホームページより)。

健常者を中心に生涯スポーツとして老若男女を問わず親しまれていますが、コースは自然の障害物がある起伏に富んだ林間部に設けられていることが多く、障害のある人たちが気軽に楽しめる環境とは言えないのが現状です。また、大規模な公園の多くは郊外に設置されており、アクセスも容易だとはいえません。

普及事業では、障害のある人たちが日頃親しみのある場所で、身近な用具を使ってディスクゴルフを楽しめるような環境づくりをテーマに研究会を発足させ、ゴール等の用具の開発と優しいコース設営を主眼に検討を重ねました。まず、コースをどこに設営するかということが検討テーマとしてあげられました。アクセスの良いバリアフリー対応の公園、学校、障害者施設を想定し、モデルコースの設計を行いました。ゴールについても既成のディスクゴルフゴールだけでなく、身近な素材(段ボール、フラフープ、ビニール傘など)を使ったゴールを試作しました。

これらの研究を経て、用具のテスト、また障害のある人たちや施設職員、保護者、障害者フライ

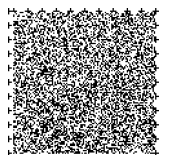
ングディスク公認指導者等にディスクゴルフを体験してもらうため全国でモデル事業を行いました。普及事業(3年間の助成事業)により、平成17年度3ヶ所、平成18年度4ヶ所、平成19年度6ヶ所の計13ヶ所でモデル事業を行うことができました。全国的な普及を目指し、東北から九州まで全国各地でモデル事業を実施しました。

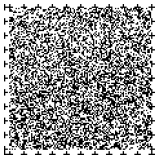


ディスクゴルフゴールの試作品
身近な素材は何でも使います。

モデル事業では、スタッフ向けにディスクゴルフの基礎知識、障害や安全面に対する配慮、会場に応じたコース設営の方法、ゴール製作の工夫の仕方等を解説しました。実際のコース設営では、会場に応じてコースの距離、配置、ゴールの位置等について安全性を第一に考えました。コースを設営する際は本来、自然の障害物(木や池等)や起伏などを利用することが多いのですが、バリアフリー・ディスクゴルフでは、その性質上最小限にしました。

ディスクゴルフでは、4人1組になりコースをまわっていきますが、施設職員や指導者等のサポーターと一緒にプレイして楽しんでもらうことが大切です。スタッフはいつもサポーター役になるだけでなく、障害のある人たちと一緒に楽しむことで活動を継続していけると思います。ぜひ、家族や一





般の人と一緒に楽しめるイベントを作っていただきたいと思います。

普及事業では、様々な障害のある人たちに参加いただきました。知的障害のある人にも自分でスコアを計算してもらうために、「正」の字を書いていくカードや を塗りつぶしていくカード等、個人個人に合わせたものを用意しました。スタッフがスコアを付けていくのではなく、自分でできることはなるべくやってもらうことが重要だと思います。そのためにどのように工夫すれば良いかを考えることが私たち支援者の役割ではないかと思えます。

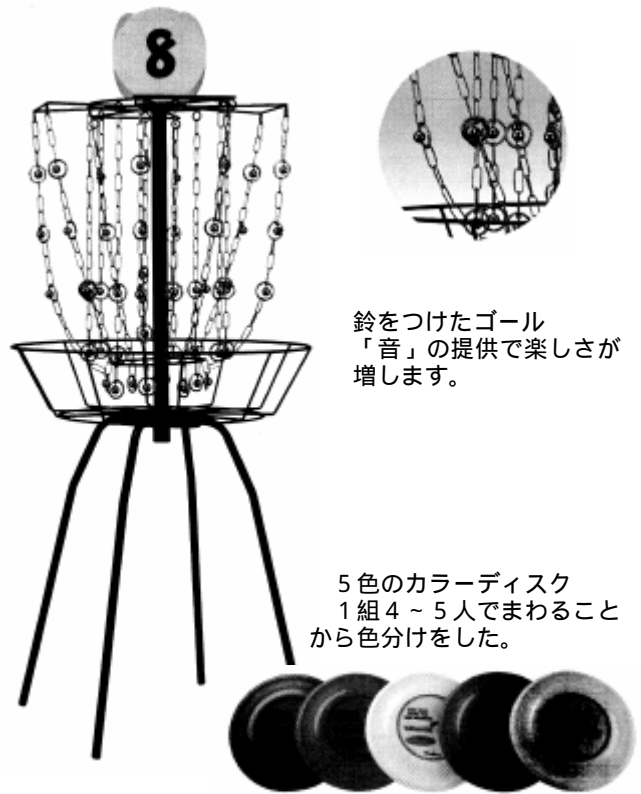
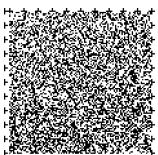
視覚障害者に配慮するためにゴールに鈴をつけて「音」を提供するよう工夫しました。これにより、ゴールが狙いやすくなり、入った際も鈴の音でわかるようになりました。「音」の提供は、視覚障害者のみならず、すべての人にとって重要な要素です。ゲームを楽しくするためにも「音・光・色」を工夫して提供することは大切です。

今回の普及事業では、多くの参加者からアンケートの回答をいただきました。「ディスクゴルフを知らなかった」という回答が多くありました。



車椅子を利用した参加者も一緒に楽しむことができました。

参加した理由としては、「何か楽しそうだから」「運動のために」という方が多くいらっしゃいました。実際に体験してみてどうでしたか？という問いにはほとんどの方が「とても楽しかった」と回答してくださいました。この「とても楽しかった」と感じてもらえたことに大きな意義があると思えます。どの活動でも同じですが、まず楽しいと思えるかどうか、その後継続していけるかどうかの大き



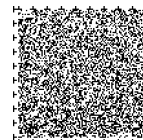
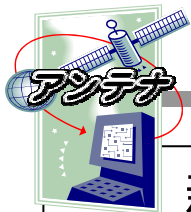
鈴をつけたゴール
「音」の提供で楽しさが
増します。

5色のカラーディスク
1組4～5人でまわること
から色分けをした。

なポイントだと思います。前述しましたが、障害のある人だけが楽しめるのではなく、支援者も一緒に楽しめるよう工夫していくことが肝要です。楽しむことがレクリエーションの原点であると思います。支援者が一緒に楽しむことができない活動はやがて苦痛になり、規模も縮小していくことでしょう。

冒頭で「プロ選手も存在する」と書きましたが、フライングディスクはとても取り組みやすい種目です。ディスクさえあれば、あとは工夫次第で楽しめるのがディスクゴルフです。ぜひ施設や地域でのレクリエーションとして挑戦してみてください。その際は、各地域の障害者フライングディスク協会、公認指導者に声をかけてください。「楽しいディスクゴルフ」の演出のお手伝いができると思います。

バリアフリー・ディスクゴルフについて、用具
についてのお問い合わせ先
日本障害者フライングディスク連盟
TEL・FAX 03-3847-8522
E-mail :
jffd.tokyo1989@peace.ocn.ne.jp



新体系サービス(就労継続支援事業B型) 移行1年間の課題と展望

～施設から事業所への転換と意識改革の軌跡～

社会福祉法人フォーレスト八尾会
就労継続支援事業所(B型)おわらの里 村上 満

はじめに

障害があっても自らが選択し、自らが決定した地域で普通に生活ができるよう、これまでの福祉のあり方を全面的に見直すとした「障害者自立支援法」が施行され、はや2年が経過しています。

3障害のサービス一元化をはじめ、地域生活移行や就労支援の強化等、高い理念と理想を掲げている一方で、障害福祉サービス利用料の定率負担(一割)の導入、世帯収入による負担上限額の算定、個別給付による事業収入のあり方等、早くも深刻な問題が指摘されるようになりました。

そこで国は、平成19年12月、事業者の経営基盤の強化をするべく、緊急的な改善措置を発表、今年4月からは、通所サービスに係る単価を引き上げ、定員を超えた受け入れを更に弾力化したところです。

またサービス利用者に対しては、今年7月から、低所得者の1月当たりの負担上限額を更に軽減するとともに、障害福祉サービスの負担上限額の算定する際の所得段階区分についても、世帯単位から個人単位を基本として見直し、本人と配偶者のみを勘案することにしています。

施行後3年の抜本の見直しを目前に控えている今、改めて現場から制度を変えていく、現場が本当に使いやすい法律に作り変えていくための課題を抽出し、整理していく重要な年であると思っています。

また、障害者自立支援法は、障がい者だけに自立を求めているのではなく、むしろ施設に対して意識改革を迫る、つまり施設から事業所へと転換させ、自立運営できるようにする法律でもあると考えています。

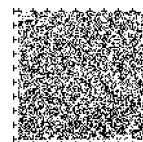
このようなことを踏まえて、移行を進めてきた激動の1年間を乗り切ってきたレシピを紹介するとともに、見えてきた課題や今後の展開について提言してみたいと思います。

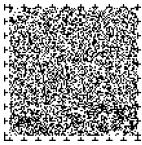
1. どの事業を選択するか - 経営面とサービスの質の担保等とのジレンマ -

この議論はどんなにしてもしすぎることはないことと思います。我々の施設においても、寝ても覚めてもこの話題という時期がありました。それぞれの想いや要望を利用者、家族から丁寧に聞き取っていくことは時間がかかる作業です。家族会等を開催し、法律や各事業内容の説明をしながら、利用者本位に事業内容や移行スケジュールを考えていくわけですが、肝心の受け皿となる現在の居場所そのものが運営できなくなってしまうのはまったく意味がありません。その想いのバランスが難しく、ジレンマが生じます。すなわち、現在の施設運営費は減額させたくない、現在の福祉サービスの質(マンパワー、サービス提供内容等)は担保したい、工賃を倍増できるような作業に切り替えたい、利用者を増員させたい、一人でも多くの利用者が一般就労し、地域で自立した生活が送れるようにしたい、といったさまざまな想いをどれも満足させて、誰もが納得できる事業に移行することは極めて困難なことです。特に、運営費については、すべてに影響をもたらす問題です。法人・施設職員が一丸となって、移行した場合の事業所のイメージができるように、何度も繰り返しながらパソコン上で運営シミュレーションを行い、議論を深めることは有効であるかと思っています。我々も、就労継続支援事業のA型の場合、B型の場合、両方の場合、就労移行支援事業、地域活動支援センター型や生活訓練といった組み合わせによる場合等、いろいろ想定し、シミュレーションを行ってきました。

2. 設立当時の想いにかえる

各施設には、立ち上げ当時から受け継いできた想いや理念があるはずですが。今回の移行





に伴い、我々も、平成9年の開所時に立ち返ることによって、その方向性を見失うことなく、無事に乗り越えてきたように思います。それは、「地域と協働し、地域を創造する」という理念のもと、障がい者の種別や程度は問わず、利用を望む方であれば、誰でも受け入れ、働く場、社会参加の場、自己実現の場としてサポートしていくこと、一人ひとりの能力や可能性を限りなく活かす、自己効力感を高めていける作業種目を地域と連携し開拓していくこと、県民かつ市民であり、また地域での生活者として、まちづくりへの参画意識を持って、富山・八尾という風土や文化、芸能等郷土色あふれるモノづくりを行い、地域の活性化に貢献していけるようになること、福祉的就労の範囲に甘んじることなく、一人でも多くの人が一般就労というあたりまえの希望を持つことができるようになること、喫茶店・野菜の販売所といった気軽に立ち寄ってもらえる環境ないし、空間を自然な形で展開しながら、積極的に地域の中で整備していくこと、地域の方に福祉とは何かといった興味・関心、そして何よりも理解を深めてもらえるよう、自然に交流できる風土を醸成していくこと、という6つもの行動目標を移行事業メニューと刷り合わせることができたということでした。

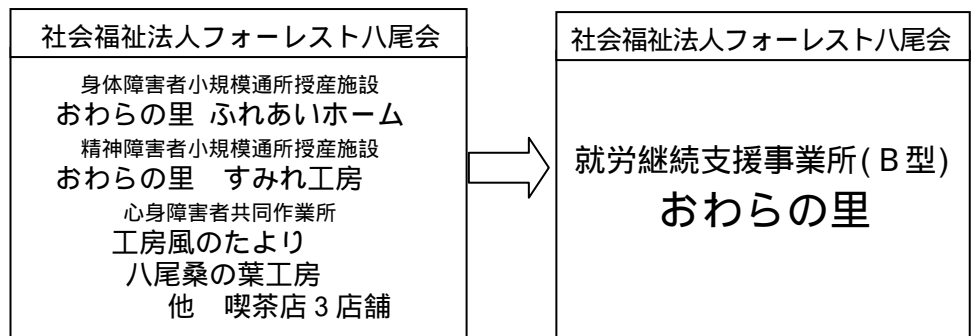
この行動目標があったからこそ、移行事業メニューをみんなで模索することができたように思います。このような議論を経て、我々の場合は、“まずは就労継続支援事業のB型から”を合言葉に移行を開始したわけです。

3. 新事業体系に移行するという事は、施設から事業所へ移行するという事

私ども社会福祉法人フォーレスト八尾会が運営する就労継続支援事業所（B型）「おわらの里」は、平成19年4月1日に誕生いたしました。

したがって、これまで運営してきた身体障害者小規模通所授産施設「おわらの里ふれあいホーム」と精神障害者小規模通所授産施設「おわらの里すみれ工房」を廃止するという行政手続きをとりました。

書類上だけのことではありませんでしたが、5年間の法定福祉施設の歴史にピリオドを打ち、無認可の共同作業所「工房風のたより」や喫茶店3店舗と統合させ、新たに「おわらの里」という1つの事業所にいたしました（右図参照）。



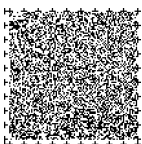
ここで大切なことは、介護保険制度同様、この障害者自立支援法下の制度でも、競争原理を導入したということです。したがって、我々が選択した就労支援を目的とする障害福祉サービス事業は、まさに社会福祉法人だけの特権事業でもなんでもなく、NPO法人をはじめ有限会社や株式会社等、様々な事業主体の参入を可能にしています。と同時に、個別給付方式により、1日の利用人数によって事業収入が算定されるため、1日1日の運営が直接事業全体の運営に大きな影響を及ぼすことになったということです。

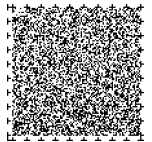
つまり、“1人でも1日でも多く”の利用者に継続して利用してもらいたい、という意識がこれまで以上に強く働くようになるかと思えます。就労継続支援事業の場合、利用者1日当たりにつき、原則として、4,810円（うち481円が自己負担分）が利用日数に応じて収入となりますから、そこに事業所としての経営能力が問われ、これまで恩恵を受けてきた支援費制度にはない、厳しさや時には残酷さをも秘めた新たな制度だという姿勢で臨むことが何よりも大切であるかと思えます。

4. 知恵と創意工夫次第で新法を追い風に

- みんなが資源・みんなで支援のアプローチ -

ご存知のように、障害者自立支援法は、3障害サービス一元化や、就労支援の強化等を





目的に掲げています。

我々の施設は、前述の設立理念にもあったように、10年前から3障害での利用を基本として、風土にあったオリジナル作業を取り入れ、「自分達で創って、自分達で売る」をモットーとして活動を展開してきました。風土を活かし、地域と連携した活動こそが、今まさに新事業所として生き残りをかけた取り組みであると思っています。

現場の中でどう新法を活かすかは、知恵と創意工夫次第であり、そこに気づかせる法律でもあるのでは。以下、我々の知恵と工夫を凝らした取り組みを紹介します。

a) 観光地を活かしたまちづくり活動(1)

- 作品から商品へそして高い付加価値を -

日本の3大盆踊りの一つ「越中おわら風の盆」で知られる富山市八尾町。人口約2万2千人の町が、毎年8月20日から9月3日までの期間、全国から約30万人の観光客で賑わうという全国でも有名な伝統芸能を持った観光地です。

そこで、このような観光地でこそ「福祉」や「施設」という枠組みを取り払い、真のノーマライゼーションを追求できるとし、伝統文化である「おわら風の盆踊り」と地場産業の「八尾和紙」を活かしたオリジナル観光土産品製作を中心としながら、商工会と一緒に紙風船を活かしたまちづくり事業を実施したり、中心商店街の空き店舗を活用して観光スポットを設ける、といったまさに観光地を活かした活動を積極的に展開してきました。観光地だけに、単なる趣味の作品のレベルでは通用しません。観光客の鋭い目にかなう、耐えうる商品を開発しなければなりません。そこで、全国の観光土産品の審査会に何回も入賞することで、付加価値の高いものを生み出してきました(年表参照)。売れるモノ、在庫を抱えないモノづくりをすることが何よりも利用者への工賃増につながります。

主な活動実績

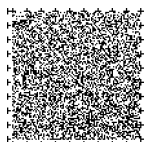
1997年(平成9年)	2月	任意団体フォーレスト八尾会 発足
	4月	おわらの里ふれあいホーム 開所
	12月	おわらの里ふれあいホーム移転・竣工 喫茶ふぉーれすと 開店
1998年(平成10年)	1月	「おわら和紙くるみ絵」 全国観光土産品連盟会長努力賞受賞
1999年(平成11年)	5月	富山県第1回やさしい福祉のまちづくり賞 「活動や取り組み部門」 大賞受賞
	7月	おわらの里すみれ工房 開所
2000年(平成12年)	2月	「おわら和紙切り絵うちわ」 全国観光土産品連盟会長努力賞受賞
2001年(平成13年)	2月	「おわら和紙くるみ絵」 日本商工会議所会頭努力賞受賞
2002年(平成14年)	2月	「和紙おわらはがき」 日本観光協会会長賞受賞
	4月	社会福祉法人フォーレスト八尾会 設立 おわらの里ふれあいホーム・すみれ工房 身体・精神の小規模通所授産施設として認可
2003年(平成15年)	6月	八尾ふらっと館内で喫茶「風来人」の委託業務 ならびに館内の清掃委託業務 開始
2004年(平成16年)	3月	空き店舗を活用した「工房風のたより」開所
	12月	農業事業者として法人参入し、桑畑再生事業開始
2005年(平成17年)	12月	工房内に「桑菓子工房まるべりー」開店
2006年(平成18年)	12月	第3回精神障害者自立支援活動賞(リリー賞)受賞
2007年(平成19年)	4月	就労継続支援事業所(B型)おわらの里 移行
2008年(平成20年)	3月	八尾桑の葉工房 開所

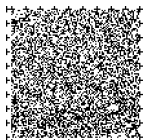
b) 観光地を活かしたまちづくり活動(2) - 商工と農との連携そして地域のりハビリへ -

「唄のまちだよ 八尾のまちは 唄で糸とる オワラ 桑も摘む」の歌詞に学び、町の観光産業を支えてきた原点である「養蚕業」に着目、桑畑再生事業と特産品開発に着手するため、法人として農業参入し、桑の葉を取り入れた古くて新しいまちづくり活動を開始しました。

すなわち、桑の葉を富山の製菓会社と一緒に「おわら桑摘み茶」というペットボトルのお茶として商品化していこうという「風土(フード)プロジェクト」です。おわらの里・和紙の里・そしてカイコの里として、町にふさわしい郷土色豊かな事業を展開することが、障がい者の働く場を創るだけでなく、町の観光PRや県の観光PRになり、何よりもまちづくりにつながります。そして、桑の葉というスローフードに着目することで、健康や環境にもやさしい取り組みとなります。さらに、桑の葉でかつて栄えた賑わいを取り戻すということは、地域をりハビリすることにもつながります。

このように考えてくると、障がい者の地域での自立支援を考えると、地域そのものの風土や文化を含んだ社会資源を熟知していくというプロセスそのものを言うことなのだ





気がついてきます。

c) みんなで支援の体制づくりへ

上述までは、福祉事業所がリードしながらまちづくりを進める中で、働く場を創出する手がかりを見つけたアプローチを紹介してきましたが、やはり、みんなが資源・みんなで支援という視点では、既存の働く場を活用するということが必要不可欠です。そこで大切なことは、利用者の就労意欲や自己効力感が感じられないような単なる下請けや孫請け作業を選択するといったことではなく、物語性を感じられる作業、つまりこの地だからこそ意味のある作業であり、地域と意欲をつなぐ作業、公共の場所での作業（清掃、喫茶、事務等）、つまり行政自らが率先して働く場をモデル提供してくれることで、安心と安全の担保が感じられる作業、先が見通せる作業、つまり雇用等、次の展開に結びつくと感じられる作業、を中心としながら地域の实情に見合わせ、創意工夫を凝らすことを積極的に行っていく必要があると思います。

現在、八尾町においても独自の就労支援ネットワーク「Y-Net80（やつお）」を立ち上げ、80箇所もの就労実習先を登録してもらおうよう働きかけているところです。

5. 最後に

福祉の分野で働くソーシャルワーカーには、共通して秘めた能力が4つあるといつも思っています。それは、「やさしさ」づくりができる能力、「ゆっくりリズム」を提唱できる能力、人や地域等の「強み」を引き出せる能力、まちづくりを仕掛けるリーダーとなれる能力、です。

1つ目の「やさしさ」づくりができる能力とは、「やさしい視点を取り入れて活動をするのが上手である」ということです。やさしさには2つあるということ、福祉ならではの視点で伝え、すなわち、いつでも、誰でも、どこでも参加・参画できる“易しい”取り組みを企画できるということ、そして“優しい”心をも育む活動を運営できる能力があるということです。

2つ目は、「ゆっくりリズムを提唱できる活動が上手である」ということです。早ければよいというものではなく、時には、ゆっくりリズムが必要だということをやさしい視点で伝えることができるというわけです。

イソップ童話のウサギとカメの論理で言えば、まさにカメの立場から、権利擁護をし、ゆっくりと着実に推し進めることに長けている職種ではないかと思っています。今後、就労支援をますます強化していくためにも、このゆっくりリズムを提唱できる能力を持っていると思っています。

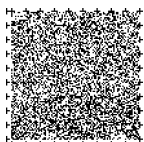
3つ目は、「人や地域等の強みをうまく引き出せる活動が上手である」ということです。例えば、病理、欠陥、異常や障害を重視するのではなく、本人の才能や素質といった長所を重視したり、地域が持っている風土をも考慮に入れて、エンパワメントしようとする活動ができるということです。

最後の4つ目ですが、「まちづくりを仕掛けるリーダーとなれる能力を持っている」ということです。福祉事業所はたしかに、保健や医療といった関係者らによる活動の拠点ではあります。しかし、関係者ばかりが集まっていたら、ノーマライゼーション理念が社会全体に浸透するとは思えません。むしろ、全く福祉に関係ないと思っている人や無関心な人に、どうすれば関心をもってもらえるかを考えることこそ必要です。このような人たちをどのように応援団として味方につけるかを考えることによって、まちづくりを仕掛ける機会や立場になりやすい存在になります。

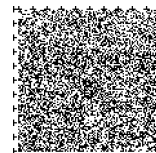
このように、まちづくりをも担えるということの日頃からアピールし、浸透させることが、地域の住民をはじめとする応援団とうまく協力していくための大切な要素でもあり、これからの障がい者の自立支援、特に、就労支援に携わる職員に一層求められる大切な能力であると思われれます。

（参考文献）

村上 満 「福祉施設が仕掛ける地域複合チーム - みんなが資源・みんなで支援のアプローチ」精神科臨床サービス第7巻、巻4号、PP.543 - 549、星和書店、2007



全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)主催 研修会のお知らせ



障害者地域生活支援技術研修会

平成 20 年 9 月 2 日(火)～ 5 日(金)

講義内容(予定)

- ・ 障害者自立支援法と地域生活支援
- ・ 障害者地域生活支援の考え方
- ・ 就労支援
- ・ 行動援護を理解する
- ・ 精神障害者の地域生活支援
- ・ 入所施設から地域生活への移行支援
- ・ 重症心身障害児者の地域生活支援
- ・ シンポジウム
- 「相談支援事業と自立支援協議会」
～地域の障害者福祉の推進に必要なこと～
- ・ まとめ
- 「誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて」
～今求められる地域福祉とは～

講義内容は変更となる場合があります。



詳細に関するお問い合わせは養成研修課まで

電話：03-3204-3611

ファックス：03-3232-3621

メール：kensyu@abox3.so-net.ne.jp

研修に関する情報は当センターHP上にも
掲載しています。

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

オンラインでの研修申し込みを開始いたしました!!

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/trainingsession2008.html>

障害者保健福祉サービス

コーディネーション研修会(ベーシックコース)

平成 20 年 9 月 23 日(火)～ 26 日(金)

講義内容(予定)

- ・ 実践報告 コーディネーター活動の実際
- ・ サービスコーディネーションの基本的理解
- ・ サービスコーディネーションの実践に向けて(Q&Aセッション)
- ・ 障害のある人の理解
- ・ サービスコーディネーションの展開方法
- ・ 障害者福祉制度の理解
- ・ 自己決定を支えるコミュニケーション
- ・ 社会資源の開発

講義内容は変更となる場合があります。



戸山サンライズ(通巻第238号)

発行 平成20年4月10日(隔月10日発行)

発行人 (財)日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL. 03(3204)3611(代表)
FAX. 03(3232)3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

編集後記

いつも情報誌「戸山サンライズ」をご愛読いただきありがとうございます。

今年度も皆様に読みやすい紙面づくりをめざしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、今年は北京オリンピック・パラリンピックが8月から9月にかけて行われます。

次号では現地や国内の準備状況などスポーツについて特集しますのでお楽しみに!!

(廣田)

